

一般社団法人千代田区スポーツ協会 役・職員倫理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千代田区スポーツ協会（以下「本会」という。）の役員、委員会委員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する区民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、本会定款第23条に規定する理事・監事、第41条に規定する委員会委員、第54条に規定する事務局職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、協会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、各種法令及び本会の定める規程を遵守し、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為及び相互尊敬を基調とするスポーツのフェアプレイ精神に反するような行為を行ってはならない。

- 2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して不正行為を行ってはならない。
- 5 役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役・職員は、社会の秩序に脅威を与える反社会勢力と一切の関係を持ってはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事及び必要に応じて外部

有識者にて構成し、会長が委員長を務める。

(役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理委員会において直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員等がこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、倫理委員会の調査結果を理事会及び必要に応じ総会等に上程し、厳正に懲戒処分を行う。

(1) 懲戒処分の種類

- ① けん責
- ② 役員職務の停止
- ③ 定款第28条に基づく役員の解任

(2) 懲戒処分の手続き

- ① 役員職務の停止、けん責の処分を行う場合は、理事会の3分の2以上の議決を要するものとする。この場合においては、定款施行規則第17条を準用し、当該役員等に対しては、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- ② 役員の解任は、定款第19条、第28条及び定款施行規則第17条に則るものとする。なお、総会に上程するにあたり、理事会において前号同様の手続きを行うものとする。

2 協会の職員に関する対処は、就業規則に基づき厳正に取り扱うものとする。

(規約の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。なお、この規程を改廃した場合には、社員総会において報告を行うものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月7日開催の第4回理事会の日から施行する。